

大川広域行政組合視聴覚ライブラリー設置条例

〔 昭和53年 6月21日
条 例 第 5 号 〕改正 昭和59年 9月14日条例第 3号 平成14年 2月27日条例第 1号
平成16年 2月26日条例第 1号 平成20年 7月11日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、大川広域行政組合視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を設置し、圏域内の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大川広域行政組合視聴覚ライブラリー
- (2) 位 置 香川県さぬき市津田町津田112番地33

(事業)

第3条 視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育の教育方法の改善を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材、教材の整備及び供給に関すること。
- (2) 巡回映画の実施に関すること。
- (3) 教材利用研究会の開催に関すること。
- (4) 視聴覚教育担当者の研修に関すること。
- (5) 専門委員会に関すること。
- (6) その他視聴覚教育に関し必要と認める事項

(利用の促進)

第4条 視聴覚ライブラリーは、学校及び社会教育施設に対し積極的に視聴覚機材教材を供給し、その利用の促進を図るものとする。

2 前項に規定するもののほか、視聴覚ライブラリーは、教育的な活動のため視聴覚教材の利用を申し出た者に対し、これを貸出しすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動のための利用
- (3) 専ら営利を目的とする利用

(職員)

第5条 視聴覚ライブラリーに所要の職員を置く。

(専門委員会)

第6条 視聴覚ライブラリーの円滑な運営に資するため視聴覚ライブラリーに専門委員会を置く。

2 専門委員会は、視聴覚ライブラリーの運営に関し管理者の諮問に応ずると共に、視聴覚ライブラリーの行う事業について管理者に対し意見を述べるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年9月14日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年2月27日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月11日条例第4号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。